

『脳ドック検査』受付が始まります

対象者	社会保険の加入者本人及び被扶養者 (S23.4.1～S58.3.31生)	後期高齢者医療制度の加入者
申込期間	9月13日(火)～9月16日(金)	9月13日(火)～9月14日(水)
申込受付時間	8時30分～17時15分 ※15日(金)のみ19時まで	9時～12時、13時～16時
申込方法	本人又は家族が保険証を持参して、ほけん課 保健係(青1番)に申し込みください。 ※電話での申し込みは不可	受付専用番号へ電話してください。 ☎ 024-572-3857 ※お手元に「後期高齢者医療被保険者証」 を準備し、電話してください。
定員	50名 ※申込者多数の場合、初回者優先	50名 ※申込者多数の場合、初回者優先
自己負担金	8,000円(受診費用15,950円のうち7,950円は町負担)	
検査内容	脳疾患を診断するMRI(断層撮影)、脳の血管を撮影するMRA(血管撮影)	
検査機関	公立藤田総合病院	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○申し込み終了後に「受診決定通知書」を送付します。 ○検査費用は、検査当日に公立藤田総合病院にお支払いください。 ○検査期間は、10月から来年2月までです。 ○脳ドック検査は、認知機能を診断する一助になりますが、認知機能のすべてを判断するものではありません。 ○国民健康保険加入者の脳ドック受付は終了しました。 	

社会保険の加入者本人と被扶養者 ☎ほけん課保健係 ☎585-2783
後期高齢者医療制度の加入者 ☎ほけん課国保係 ☎585-2785

住宅応急修理の期限が延長されました

令和4年福島県沖地震により準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理(595,000円以内(準半壊の場合300,000円以内))する住宅応急修理制度の受付期限が延長されましたのでお知らせします。

■受付完了期限 令和4年11月15日(火) ■工事完了期限 令和4年12月31日(土)

※今後も状況により延長される場合があります。

☎建設課管理係 ☎585-2972

福島県知事選挙

期日前投票立会人を募集します



国見町選挙管理委員会では、福島県知事選挙の『期日前投票立会人』を募集します。

仕事内容	選挙人が投票所に入場してから退場するまでの投票所の一連の投票事務が適正に行われていることを確認します。
応募資格	国見町在住の選挙権を有する方 ※候補者の選挙運動に携わっている方は、応募できません。
立会期間 及び時間	令和4年10月14日(金)から10月29日(土)の16日間 午前8時30分から午後8時まで
場 所	国見町観月台文化センター 期日前投票所
報 酬	日額 9,600 円 ※左記金額から所得税を源泉して支給します。
募集人数	16 名 ※期間中2日程度お願いする予定です。
申込方法 及び締切	選挙管理委員会（総務課内）に <u>直接本人が来庁し</u> 、お申し込みください。 電話では受付いたしません。 <u>申込締切 9月26日(月)</u> ※受付は午前8時30分～午後5時15分(土日祝除く)
その他	立会日は、応募状況によりご希望に添えない場合があります。また、応募多数の場合は抽選となります。

令和4年就業構造基本調査を実施します

就業構造基本調査は、就業状況の実態を明らかにするため、5年ごとに国が実施する調査です。全国から無作為に選ばれた約54万世帯（国見町では約45世帯）の、15歳以上の世帯員が調査の対象となります。

調査をお願いする世帯には9月下旬から調査員が伺い、調査書類を配布します。回答は郵送や調査員へ直接提出いただく方法のほか、パソコンやスマートフォンによるインターネット回答も可能です。国の重要な統計調査ですので、ご協力をお願いします。

☎企画調整課総合政策係 ☎ 585-2217

「国見農業振興地域整備計画（案）」に対する意見募集について

10年後を見通した新たな「国見農業振興地域整備計画（案）」に反映させるため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

■意見の募集期間 令和4年9月12日（金）まで ※郵送の場合を含め、令和4年9月12日必着

■計画（案）の公表・閲覧場所 ①産業振興課農林振興係 ②国見町ホームページ

■意見を提出できる方 国見町に在住の方、勤務、在学、事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体

■意見の提出方法 ①記載事項：ご意見、住所、氏名、電話番号

※意見提出様式は、産業振興課窓口又は町ホームページに用意してあります。

②提出方法：持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法

③提出先：産業振興課農林振興係

☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2890

役場庁舎の電話工事による電話・FAX不通のお知らせ

役場庁舎の電話設備工事に伴い、9月10日（金）、11日（土）の2日間、各部署の電話がつながらなくなります。緊急時の電話番号は以下のとおりです。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

緊急連絡先 585-2112 ・ 585-2113 ・ 585-2114

☎総務課財政係 ☎ 585-2114

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

粗大ごみ収集日と ごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 9月7日（水）、21日（水）

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集いたしません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

令和4年3月16日福島県沖地震による 固定資産税の減免申請はお済みですか？

令和4年3月16日の福島県沖地震により被災し、所有する家屋に半壊以上の被害を受けた納税義務者の方は、申請により固定資産税の一部または全部が減免となります。

該当する方（所有家屋が半壊以上の判定）は先に郵送している減免申請書に必要事項を記入の上、お早めにご提出ください。

☎税務課課税係 ☎ 585-2778

令和3年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の申請はお済みですか？

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請期限が迫っています。原則、期限後の受付はできませんので、まだ申請されていない方はお早めに手続きをお願いします。

【令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とは】

令和3年度住民税が世帯全員非課税である場合、一世帯につき一律10万円が支給されます。申請には要件がありますので、詳しくは担当窓口まで問い合わせください。

■申請期限 令和4年9月30日☎（必着）

☎福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

米のモニタリング検査に伴う出荷・販売の自粛について

令和4年産米の出荷・販売について、昨年と同様に旧町村ごとのモニタリング検査を行います。

生産者の皆さんには、モニタリング検査の結果が出るまでは米の出荷・販売（無償譲渡も含む）の自粛をお願いします。

検査の結果、基準値超過がなければ旧町村ごとに出荷・販売の自粛が解除されます。解除については、福島県のホームページから確認できます。

■福島県ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r4.html>

☎福島県県北農林事務所伊達農業普及所 ☎ 575-3181 ☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

刈草や出荷しない農産物の適正な処分について

刈草や出荷しない農産物（果樹）を農業用水路や隣接する土地に投棄される事例が見られます。

農業用水路の流れを止めたり、被害や周辺環境を悪化させたりする場合がありますので、刈草や出荷しない農作物については適切に処理を行ってください。

☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

子ども木育広場つながる～む 臨時休館のお知らせ

道の駅国見あつかしの郷の「木育広場つながる～む」は、施設の床等改修工事のため、9月1日（困）から9月30日（金）まで臨時休館します。ご利用いただいている皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

☎幼児教育課 ☎ 585-2119